

地方税財源充実確保全国大会
地方税財源充実確保に関する決議

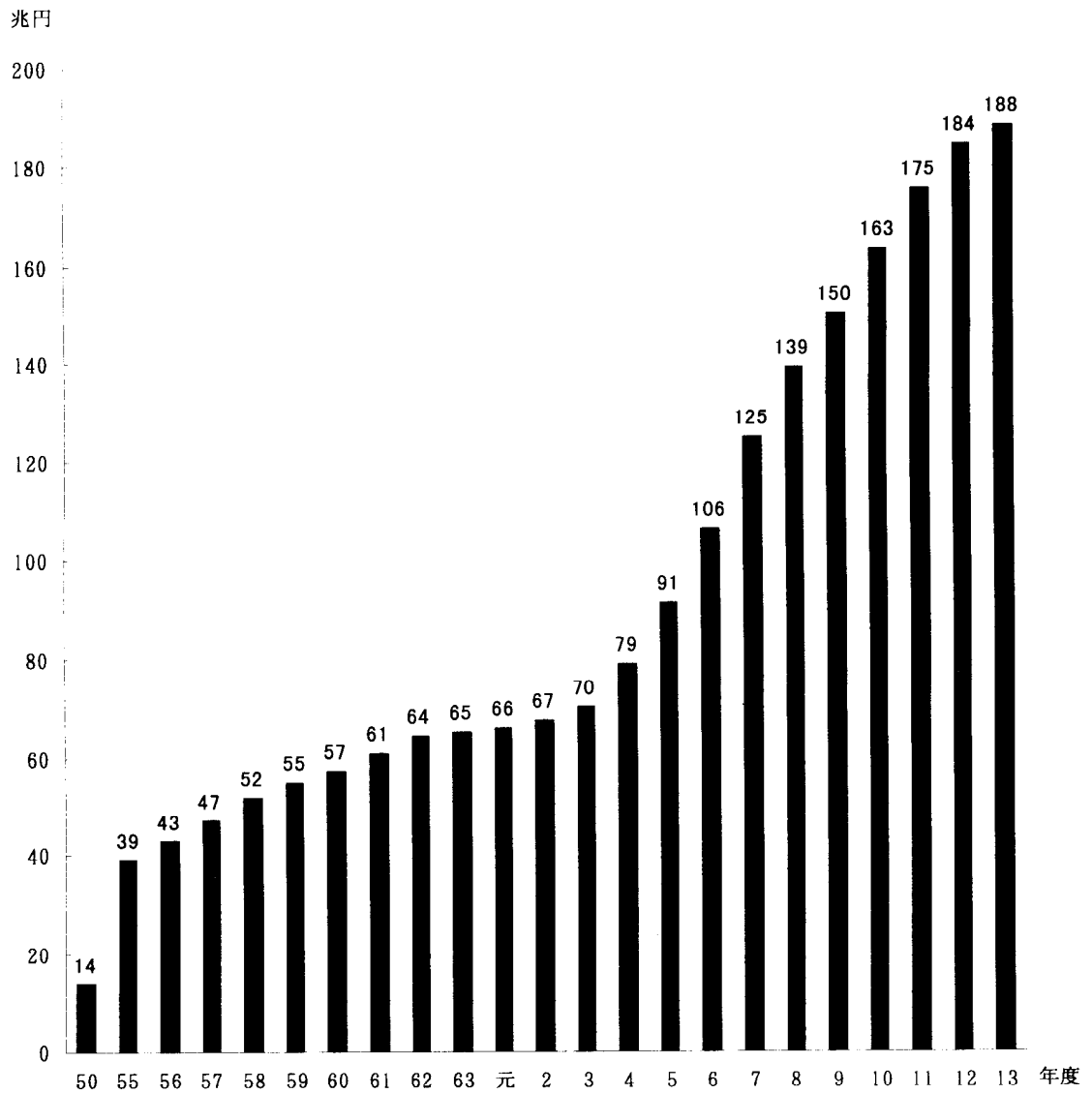
参 考 資 料

平成13年11月21日
地方自治確立対策協議会

1 地方財政の現状

－地方財政は危機的な状況－

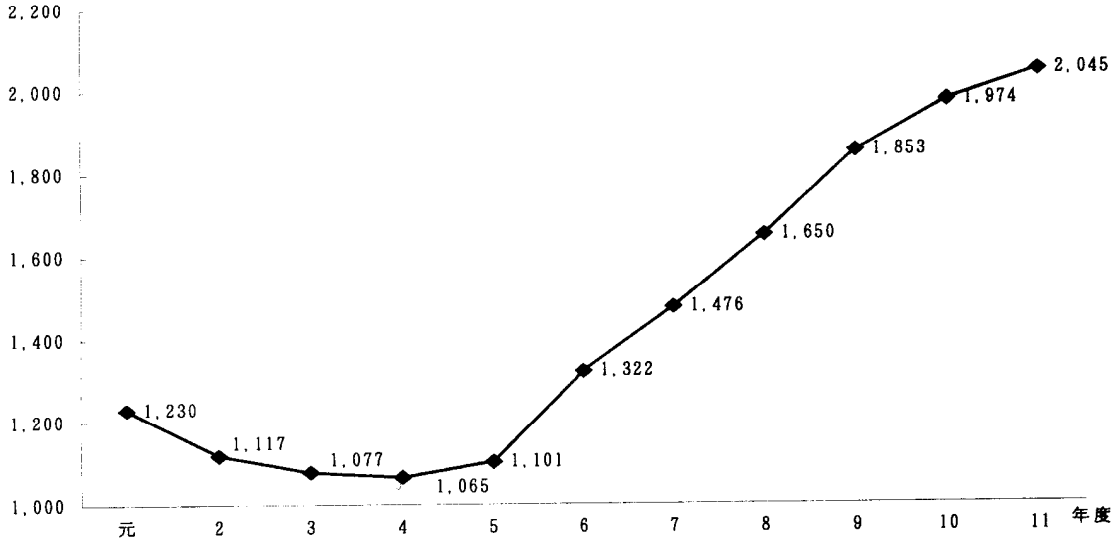
(1)多額の借入金残高



(注) 平成13年度の数値は当初ベースの見込値である。

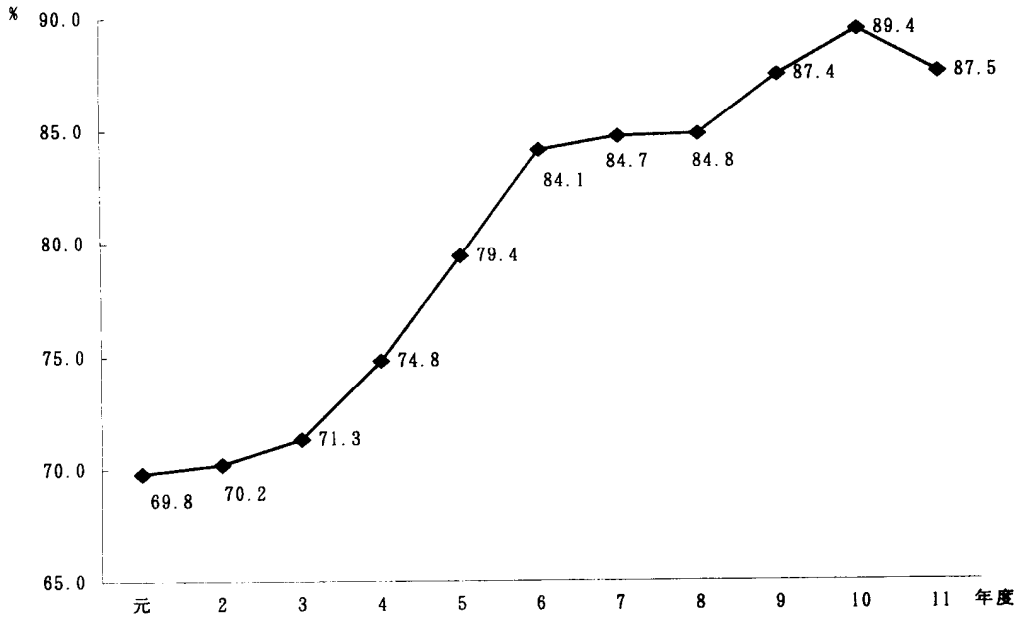
(2) 個別団体の財政硬直化

公債費負担比率が 15.0%以上の団体



(注) 公債費負担比率 (%) = (公債充当一般財源/一般財源総額) × 100

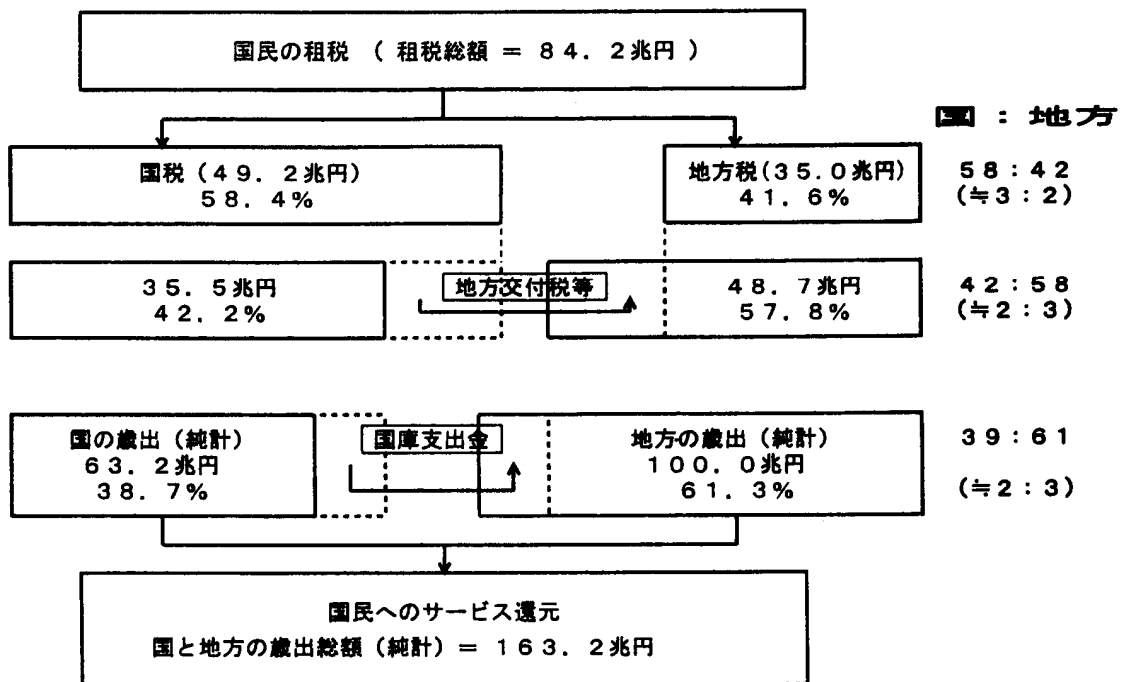
経常収支比率の推移



(注) 経常収支比率 (%) = (経常経費充当一般財源の額/経常一般財源総額) × 100

2 地方税関係

(1) 国・地方間の財源配分(平成11年度)

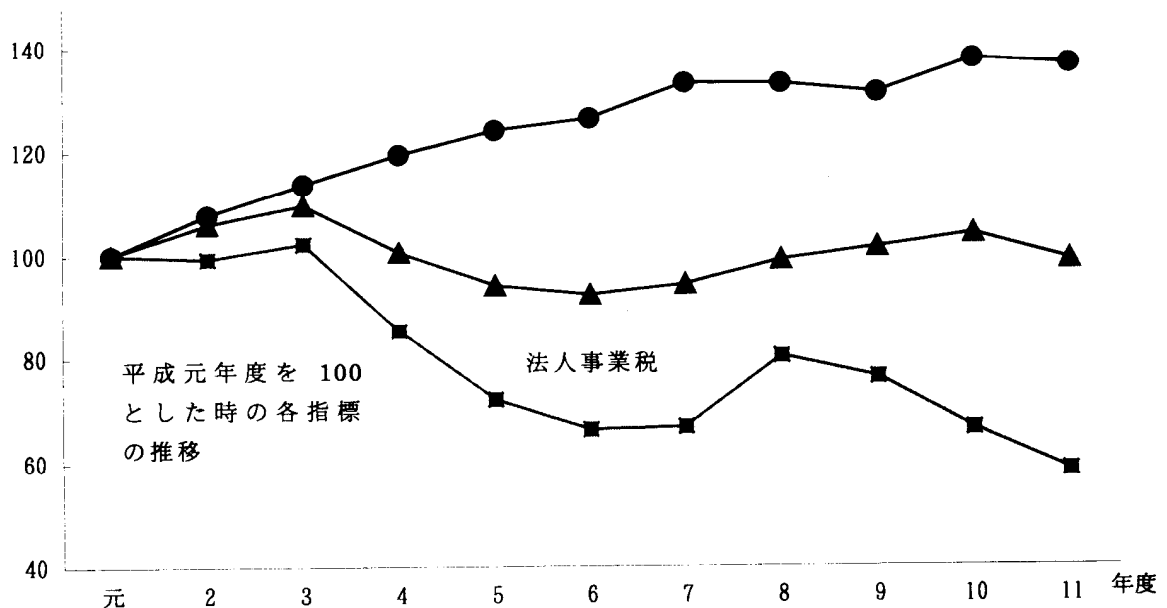


(2) 法人事業税への外形標準課税の導入

○ 外形標準課税導入の意義

- ・ 公平な税負担の確保
- ・ 経済の活性化、経済構造改革の促進
- ・ 受益に応じた薄く広い税負担
- ・ 地方分権を支える安定的な地方税源の確立

都道府県歳出、都道府県税収、法人事業税の推移



(注) 平成元年度から平成11年度まで決算額。

(3) ゴルフ場利用税の堅持

- ・ ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在地方公共団体の貴重な財源
- ・ ゴルフ場周辺の道路整備・環境対策等地方公共団体の各種行政サービスは、主としてゴルフ場利用者が享受

○都道府県のゴルフ場に係る主な行政サービス

開発許可関係	開発許可事務
環境衛生関係	食品営業許可事務、食品衛生監視業務、公衆浴場営業許可・立入検査事務
環境対策関係	環境影響評価事務、農薬被害防止指導事務
防災関係	河川改修、砂防工事
道路整備関係	県道建設、県道維持管理

地方税収入に対するゴルフ場利用税交付金の割合が高い市町村（上位 10 団体）
（平成 11 年度分）

（単位：百万円）

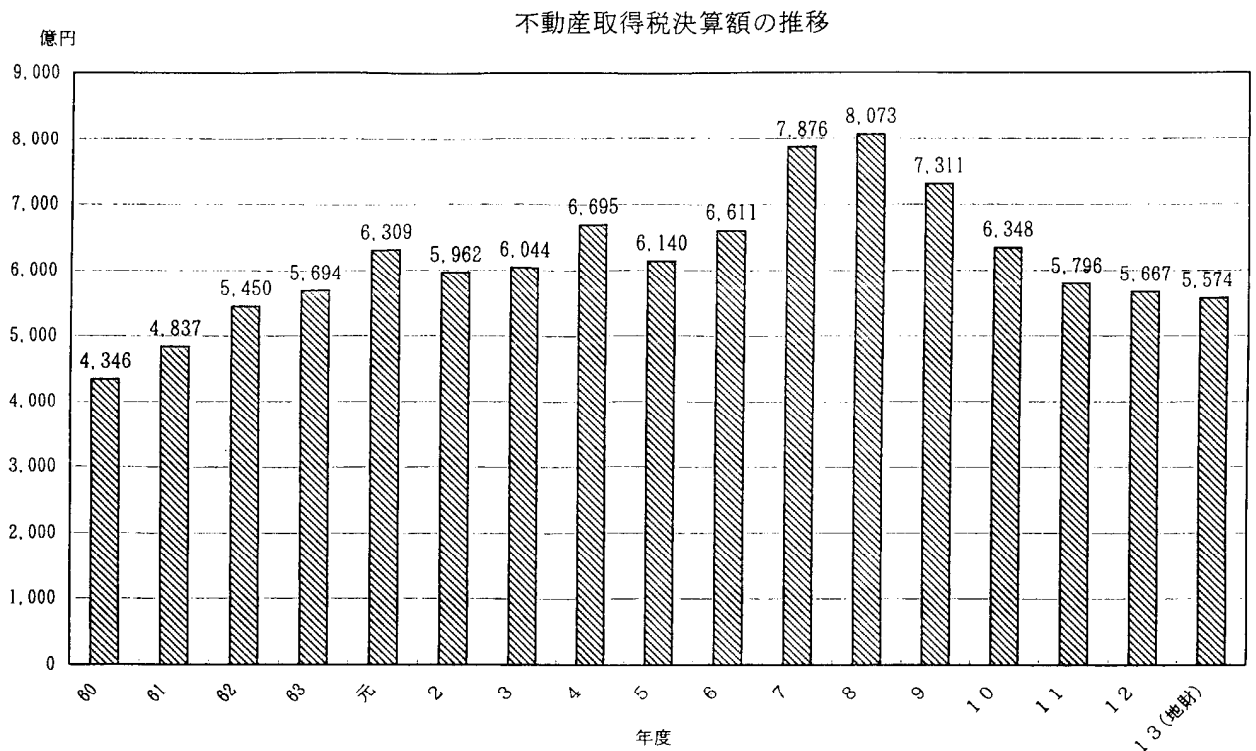
区分 団体	ゴルフ場利用 税交付金 A	地方税収入 (Aは含まない) B	A/B (%)
A	87	286	30
B	55	197	28
C	117	428	27
D	385	1,418	27
E	66	260	26
F	370	1,503	25
G	216	906	24
H	67	288	23
I	126	572	22
J	73	344	21

(注) ①平成 11 年度「市町村別決算状況調」による。

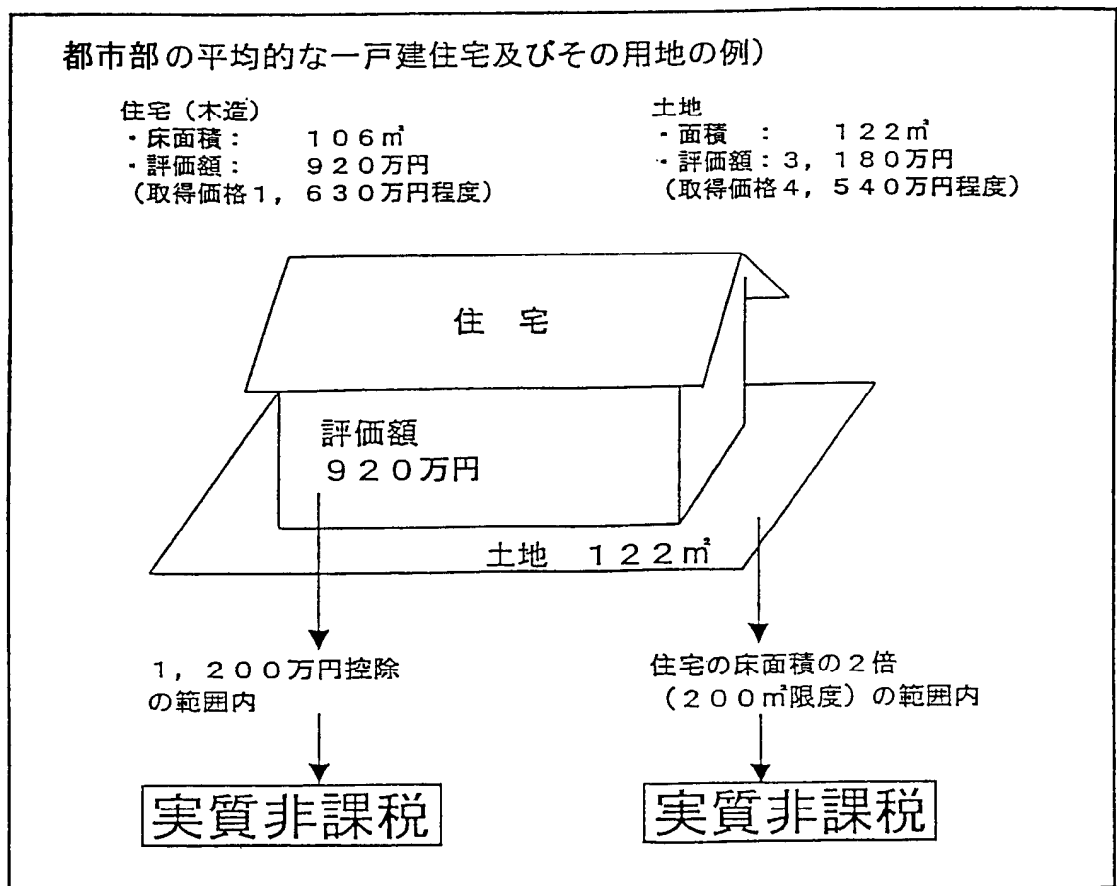
②平成 11 年度ゴルフ場利用税収入額は、876 億円、市町村交付金額は 614 億円。

(4) 不動産取得税、事業所税、特別土地保有税の堅持

○ 不動産取得税



・ 住宅関係には、すでにかなり手厚い負担の軽減。



※ 上記住宅・住宅用地の特例措置が適用となる住宅の床面積の上限は240㎡である。

○ 事業所税

都市再生に必要不可欠

・事業所税は、交通、上下水道、廃棄物、防災・公害対策など、まさに都市再生の事業を遂行するための貴重な財源。

(事業所税は、都市再生事業等に充てる目的税)

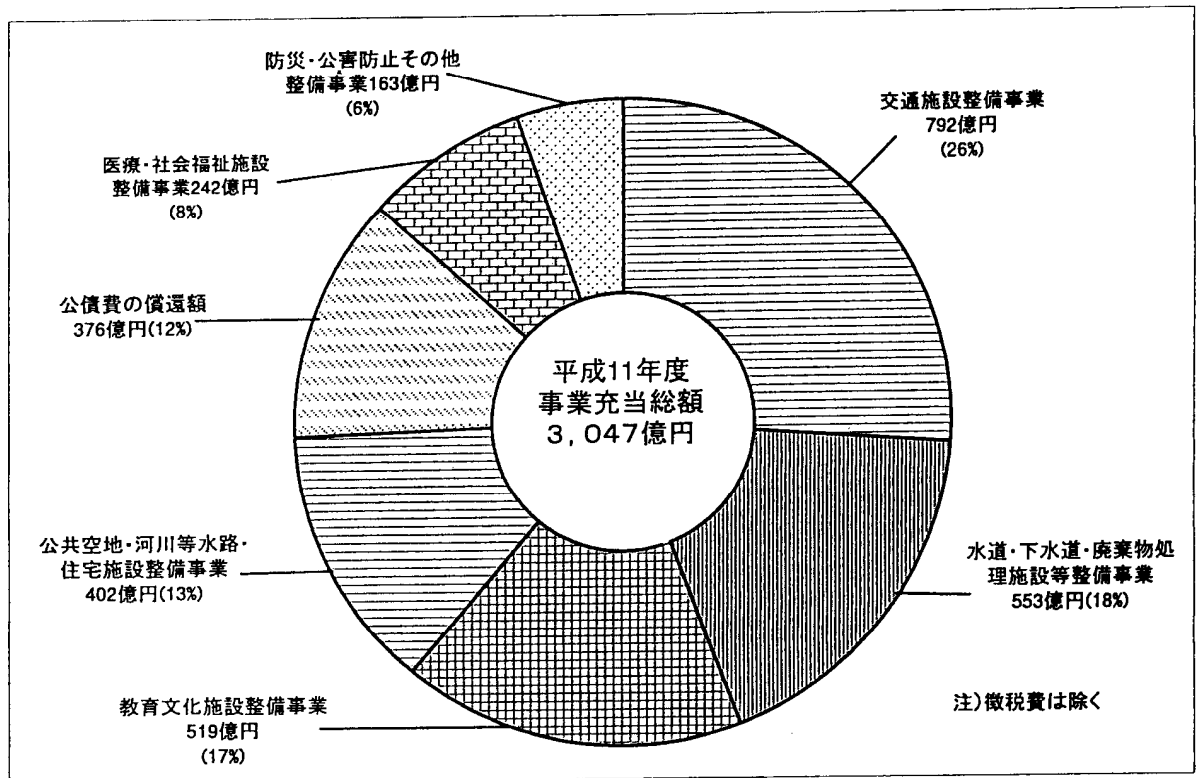
・同税の廃止による、民間の建設投資促進のインパクトは希薄。

(調査によれば、建築工事費と比較した新增設に係る事業所税の割合は2～4%。)

・中小零細事業者の負担に配慮した免税点により、中小・ベンチャー企業のほとんどは、課税対象外。

(新增設に係る事業所税の免税点は、床面積2,000㎡)

事業所税の用途状況(平成11年度)



「平成11年度事業所税の用途状況等に関する調査」(総務省市町村税課)より

○ 特別土地保有税

- **特別土地保有税は、未利用地の有効利用を促進する税制。**
- **特別土地保有税は、土地の流動化の阻害要因にはならない。**

最終的に利用されない土地についてのみ税負担が生じるしくみ。

〈非課税制度〉住宅、工場等の立地促進、中小企業対策等の用地

〈恒久的な建物等の用に供する土地に係る納税義務の免除制度〉・・・53年度改正

〈徴収猶予・納税義務免除制度〉

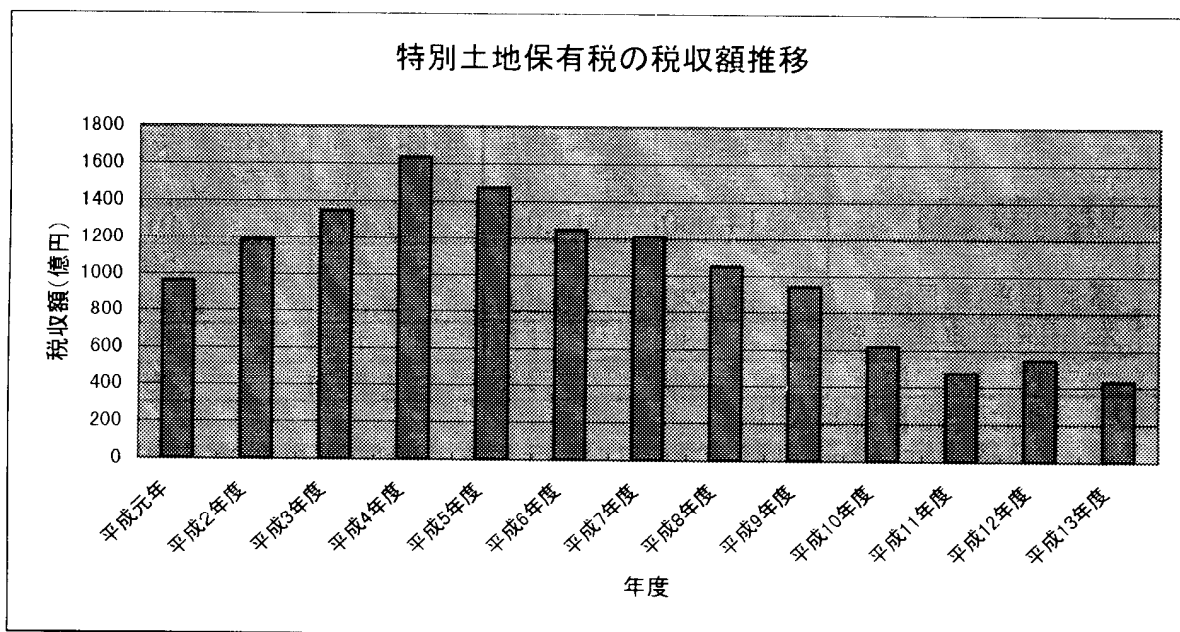
- ・非課税土地として使用しようとする場合
- ・宅地供給に資する土地の譲渡等しようとする場合
- ・恒久的な建物等の用に供する土地として使用する場合（10年度改正）

徴収猶予制度の拡充（平成13年度改正）

- ・住宅・宅地供給に資する土地の譲渡に係る徴収猶予の特例措置の拡充・延長
- ・土地の有効利用に資する徴収猶予中の事業計画変更に係る徴収猶予の特例措置の創設

- **特別土地保有税は、国の政策目的に適合した税制。**

土地の有効利用は、現在の土地政策の基本。



(注 1)3年度改正一免税点の引下げ措置等(一律1,000㎡)

(注 2)10年度改正一3年度の引下げ措置等の廃止)

(注 3)平成11年度までは決算額、平成12・13年度は地財計画ベース

3 道路関係

(1) 道路の整備状況

(平成11年4月1日現在)

区 分	実延長 (km) a	改良済延長 (km) b	改良率 (%) b/a
国 道	53,685	47,757	89.0
都道府県道	127,916	80,089	62.6
市町村道	973,838	494,377	50.8
合 計	1,155,439	622,223	53.9

(注) 1 「道路統計年報 2000」による。

2 一般国道、都道府県道の改良済延長は、車道幅員5.5m以上のものである。

(2) 高規格幹線道路供用延長

(単位:km, %)

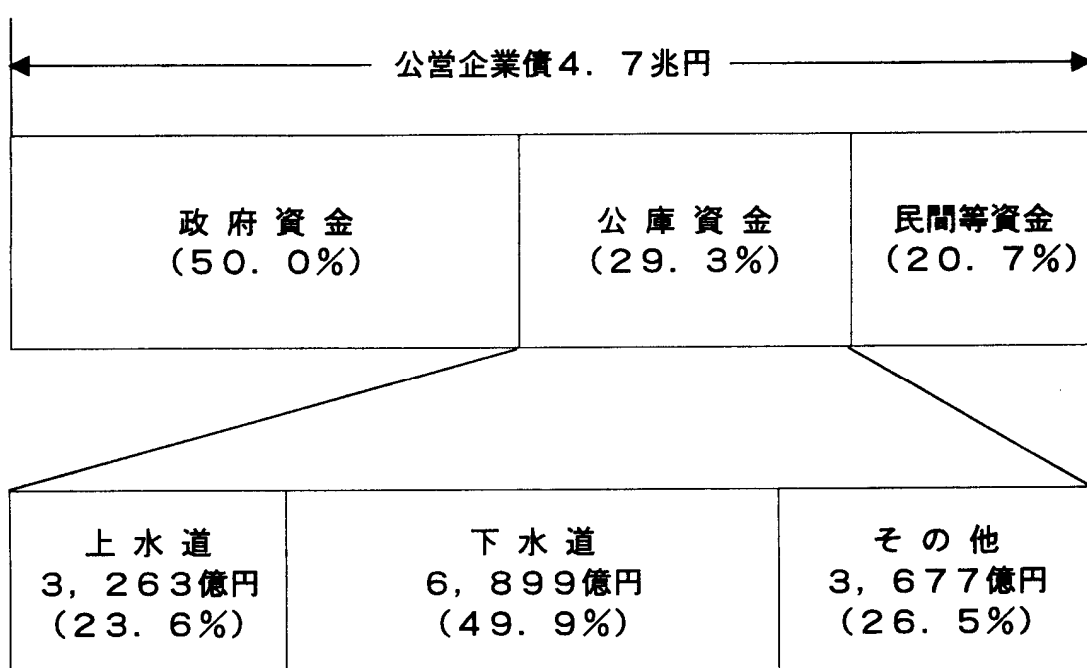
	総延長	基本計画 延 長	整備計画 延 長	13年度末供用延長 (予定)	進捗率
高規格幹線道路	14,000	13,082	11,071	8,017	57.3
高速自動車国道	11,520	10,607	9,342	6,959	60.4
本州四国連絡道路	180	177	177	164	91.1
一般国道	2,300	2,298	1,552	387	16.8

(注) 1 国土交通省資料による。

2 ()書きは、高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路の外書きであり、高規格幹線道路の延長には含まれている。

4 公営企業金融公庫関係

公営企業債における公庫資金の割合（平成13年度地方債計画）



5 医療保険制度関係

(1) 国民健康保険（市町村）・政府管掌健康保険・組合管掌健康保険の比較

（平成11年度）

	市 町 村 国 保	政 管 健 保	組 合 健 保
加 入 者 数	4, 2 2 4 万人	3, 7 3 2 万人	3, 2 1 2 万人
加入者平均年齢 ※1	5 1 . 7 歳 (4 3 . 3 歳)	3 7 . 0 歳 (3 4 . 6 歳)	3 3 . 9 歳 (3 2 . 6 歳)
老人加入割合 ※2	2 5 . 3 %	5 . 6 %	2 . 8 %
平均標準報酬月額	—	2 9 . 1 万円	3 6 . 8 万円
1 世帯当たり年間 所得(推計) ※3	1 6 8 万円	2 4 4 万円程度	3 8 0 万円程度
1 世帯当たり保険料 調定額 ※4	1 5 . 3 万円	1 5 . 0 万円 (3 0 . 1 万円)	1 6 . 0 万円 (3 6 . 5 万円)
国 庫 負 担 (医 療 分)	給付費等の50% 保険料軽減分の1/2	給付費の13.0% (老健拠金は16.4%)	定 額 (予 算 補 助)
平成13年度予算	3 兆 0 , 5 7 7 億円	9 , 5 9 2 億円	2 6 2 億円
1 人 当 た り 診 療 費 ※5	1 6 . 3 万円	1 2 . 1 万円	1 0 . 2 万円

※1 () 内は70歳以上の者を除いた場合

※2 65歳以上の寝たきり老人を含む。

※3 国保は旧ただし書き方式による課税標準額であり、政管健保、組合健保は標準報酬をもとに賞与月数、給与所得控除等を見込んで推計したもの。

※4 () 内は事業主負担分を含む。

※5 老人保健対象者を（国保は退職被保険者等も）除いた数値である。

(2)市町村国保の財政状況(一般被保険者分)

(単位)億円

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収 入	53,113	55,276	57,710	60,456	62,101	63,424	66,846
うち保険料(税)	21,681	21,941	22,515	23,449	24,659	24,948	25,529
うち一般会計繰入金	5,714	6,266	6,960	7,575	7,631	7,967	8,555
法定分	3,362	3,681	4,043	4,467	4,766	4,907	5,250
法定外分	2,352	2,585	2,916	3,108	2,864	3,060	3,305
支 出	53,994	56,646	58,798	61,609	62,393	64,460	68,050
うち保険給付費	34,587	35,830	37,051	38,223	38,113	39,000	39,878
うち老健拠出金	15,038	16,748	17,734	19,260	19,959	21,050	23,686
収 支 差	△881	△1,370	△1,090	△1,154	△292	△1,035	△1,205
			(△2,594)	(△2,927)	(△1,969)	(△3,011)	(△3,235)

(注) 1 収入は、基金繰入金及び繰越金を除き、国庫支出金精算額等を調整したもの。

(注) 2 収入差の()内は、市町村の一般会計からの赤字補てんとされている繰入りを加算した額である。

(注) 3 各々億円未満四捨五入で端数調整はしていない。

(注) 4 厚生労働省資料による。